二〇〇八年九月 米国金融システム危機と空売り規制

志馬 祥紀

以下では九月の規制について、 委員会(SEC)が導入した空売り規制 を検討する。 Naked Short Sales規制の導入・解除に続くものであり、導入の背景や内容など両者の性格の違いが注目される。 本稿では、二〇〇八年九月の米国リーマン・ブラザーズ社破綻後の金融システム危機を背景として、 当局の状況認識や具体的な規制内容を説明し、 (及び各種規制)について分析を行う。今回の規制 規制効果を測定の上、 は、 規制の性格 同年七月の 証券取引

1 規制の発動状況:どのような状況下で規制が導入されたか?

九月の規制が導入された背景、 株式市場の状況について説明を行う。

各種規制や金融システム安定化策の導入にも関わらず、指数は大幅に続落し、一一月には七五〇ポイント台をつ 三〇〇ポイント台まで回復したものの、九月のリーマン・ブラザーズ社の破綻後は、 あった指数値は、ベアー・スターンズ社の破綻・救済を間に挟みながら下落を続け、七月のネイキッド 株式市場の状況をS&P五○○指数の変動から見ると(図表1参照)、二○○八年一月当初一四○○ポ セールス (NSS)規制導入時には一二〇〇ポイント台まで下落した。NSS規制を受けて指数値は 空売り規制をはじめとする ・ショ 一時 イント 1

けた。その後指数は年末には九○○ポイント台まで上昇したものの、本稿作成中の二○○九年三月半ばには再度

七五〇ポイント台まで低下している。

外の政府」 が相次いだ。以下では、この間の ーマン・ブラザーズ社の破綻をはじめとする金融機関の破綻や再 まず具体的な金融機関部門においては、 このように、 の三部門について、 九月以降株式市場が短期間で大きく変動する中、 各主体の動きを時系列に記載する。 「金融機関」「SEC」「SEC以 九月一七日にリー マ 1]

リンチ社の買収を発表した。 を申請し破綻した。 ブラザーズ社が連邦破産法一一 また同日、 章 バ ンク・オブ・アメリカ社が (チャプター イレブン) アメリ の適用

三菱UFJフィナンシャル 社が銀行持ち株会社への組織変更を発表した。翌九月二二日には 日には、 ゴールドマン・サックス社及びモルガン・ グループが、 モルガン・スタンレ スタンレ

激な株価下落、

金融システムへの不安を背景としながら、緊急経済

(フレディマック、

ファニーメイ)

を 一

時国有化した。その後、、九月七日に住宅公社

この間、

SEC以外の米政府部門は、

門買収を発表したが、

一〇月三日に当該計画の断念を発表した。

コープ社が大手金融機関ワコビアの銀行部

一九日には、

シティ

の二〇%出資を発表した。

社はレル用



(67)

安定化法(Emergency Economic Stabilization Act)の審議に入り、一〇月三日に同法を成立させた。

関株式を対象とする空売り取引の禁止を解除した。 禁止し、二一日には機関投資家に対する空売りポジションの報告義務を導入した。そして一○月八日には金融機 り」、NSS)の決済要件を厳格化した。一八日にはSECの指定した金融機関株式を対象とする空売り取引を 同期間中SECは、 九月一七日に全上場株式を対象とするネイキッド・ショート・セールス取引 (「裸

公社二社の救済法の成立過程と平行して実施された際と、同様の性格を持つ措置であったと考えられる。 換えれば、 作業の終了時までの時間を考慮して延長される」「延長期限は一〇月一七日まで」と発表していたものを、 目すると、一〇月一日に「二〇〇八年九月一七日及び一八日発表の各緊急命令について、予測される法案の 作業、そして空売り取引規制が同時進行していることが分かる。中でも、SECの空売り取引をめぐる対応に注 には緊急経済安定化法の成立を受けて「金融機関の証券の空売りを禁止する緊急命令は二〇〇八年一〇月八日 (水)午後一一:五九を持って終了する」と発表しており、 このように金融機関、 「時間稼ぎ」を目的として実施されたと考えることが出来る。これは二○○八年七月のNSS規制が、 空売り規制は金融機関救済政策成立までの間、 米政府、そしてSECの動きを俯瞰すると、金融機関の再編と緊急経済安定化法の制定 株価の急激な下落による金融機関の破綻を回避するた 同法の成立を強く意識していることが伺える。言い 三日)通過

2 規制の概要:どのような規制が導入されたのか?

(1) 空売りとNSSの違い

本節では、SECが九月中に導入した株式関連規制について詳細を説明する。その前に、株式の売却方法をめ

ぐる「通常の売却」「空売り」「NSS」の違いについて簡単に触れておく(図表2)(過去のSECの規制につい (志馬 (二〇〇八、注2)、あるいは清水 (二〇〇五・二〇〇七、注3) を参照)。

株)した株式を市場で売却することになる。この場合―空売り取引の売却時には売り手の手元に株式が存在せず、 通常の売却の場合、株式の売り手はその保有株式を市場で売却し、空売り取引の売り手は、第三者から調達(借 これら取引の性格を把握するには、売却方法とその決済の安定性の違いが重要となる。まず売却方法について、

却することとなり、 第三者との借株契約のみの場合もあるが―最終的に決済の時点で株式の移転が発生する点において両者は共通し ている。一方、NSSの場合、株式の売り手は、そもそも保有しない(あるいは借りていない)株式を市場で売 株式の移転は発生しない。この違いが決済時の安全性に大きく影響することとなる。

決済時において、

出来なくなる(フェイルの発生)件数は少ないと言われているが、米国でNSS取引がT+3時にフェイルするこ とは珍しいことではない。 NSSにおいては当該取引が確実に決済される保証はない。わが国においては、取引慣行上こうした受け渡しが 米国の株式取引のクリアリング・ハウスであるNational Securities Clearing

通常の売却あるいは空売り取引では、取引日の三日後 (T+3) に決済されることとなるが、

に対してペナルティを払うことでフェイルを是認する慣行が存在している。 Corporation (NSCC) においては、T+3時点に決済がフェイルしても、受け渡しできない売り手から買い手

が抜本的な解決には至っていない こうしたNSS取引について、SECは過去、 (前掲の清水(二〇〇五・二〇〇七)を参照)。 決済の安全性確保の観点から問題視し、その解決に努めてきた

(2) 当局の状況認識

制 58166 (NSSの禁止) と九月一八日に発表したRelease No. 34-58592 (空売り規 ていたか分析を行う。 次にSECが九月の各種規制導入に際し、資本市場の状況をどのように認識 を比較する形で、SECの状況認識について分析する。 具体的にはSECがと七月一五日に発表したRelease No

性に関する噂)」及びそれに伴う「市場の混乱」「相場操縦」への懸念を示した上 まず七月のリリースにおいて、SECは 「風説の流布 (特定の金融機関 流

を規制根拠として、SECの指定する金融機関に対するNSSの で、「公正かつ秩序ある市場」「証券市場の機能」に対する実質的な脅威が存在し ていると述べる。その上で、SECは証券取引所法セクション一二(k) (暫定的な)

制を行った。

の突然の下落がもたらす(ファンダメンタルに基づかない)信用危機を懸念」し 起因し、 ていると述べる。その上で「対象は七月時の対象金融機関に限定しない」形で、 方、 公平かつ秩序ある市場を脅かす証券の空売りを懸念」「最近の証 九月のリリースにおいて、SECは 「証券価格の突然かつ過度の変動に |券価格

(二) に基づき、空売り規制等の措置を導入した。

ると述べている。その上で、七月と同様に、

証券取引所法セクション一二(k

「空売りがファンダメンタルに基づかない株価下落に使用されることを防止」

図表 2 「証券の通常の売却」「空売り」「Naked Short Sales」の違い

<u>⊿</u> 3X Z	証券の通用の形型」「主張の」「Naked Short Sales」の達め					
	売 却	決 済				
通常の売却	証券の売り手は、保有株式を市場で売	T+3日に決済される				
	却する					
空売り取引	証券の売り手は、第三者から調達(借	T+3日に決済される				
	株)した株式を市場で売却する					
	(売却時は、借株契約のみの場合あり)					
NSS	証券の売り手は、保有しない(あるい	T+3に決済される保証なし				
(Naked Short	は借りていない)株式を市場で売却す	(過去、NSCCおいて、投資				
Sales)	る	慣行の一つとしてペナルティ				
		を払うことで処理)				

融システム全体への危険認識が存在し、 に対する警戒感が前面に出ている点が注目される。 このように、SECの九月時の状況認識としては、 混乱を発生させうる手段としての空売り取引(空売り取引の負の側面 個別金融機関への懸念を示した七月時の認識に比して、 金

(3) 規制措置の概要

八月一二日に終了している。 七月の規制時にSECは、SECの指定する金融機関一九銘柄(住宅公社二社及びプライマリーディーラー 本節ではSECが九月に導入した規制措置について、七月時の措置との比較を行いながら説明する。 金融機関銘柄)を対象とするNSS取引を禁止した当該規制は七月一五日に発表(同二一日施行)

rule (Regulation SHOの修正、Release No. 34-58773)」により、(一部修正の上で)最終的に二○○九年七月三一 制では、NSSを行う投資家及びその決済担当証券会社に対して、厳格なT+3決済の実現が要求されている。 前に借株が手当てされた場合を除く)。当該規制はSECが一○月一四日に発表した「Interim final temporary してNSSによるフェイルが発生した場合、当該証券会社は対象証券の空売り取引及びNSSが禁止される 続いてSECは、九月一七日に全上場企業株式を対象とするNSS規制を発表した(同一八日施行)。 当該規 そ

ついて、空売り取引が禁止されている。当該規制は当初は一〇月二日までの時限的な規制であったが、 一〇月八日まで延長された。当該規制は英国の規制当局FSAと協調して実施されており、国際的な政策連携と 九月一九日に発表された規制措置 (即日施行) においては、SECの指定する金融機関銘柄 (七九九銘柄) 最終的に に

日までの延長が決定している。

いう点においても興味深い。なお同時に証券発行者による買い戻し規制についても緩和されている。

のである。 規制は、 temporary rule (Release No. 34-58785)」により(一部修正の上で)二〇〇九年八月一日までの延長が決定してい 九月二一日には、 機関投資家やヘッジファンドの運用者に対し、九月二二日以降の新規空売り銘柄の報告を義務付けるも 当該規制は当初一〇月一七日までの期限とされていたが、一〇月一五日発表の「Interim final 機関投資家を対象とする空売りポジションの報告義務が発表された (同二二日施行)。

能の低下に対して、SECが強力かつ包括的な姿勢で対処したものと考えられる。 ある。これら規制は、 格化)」「空売り禁止」「空売りポジションの報告義務」と複数かつ異なる性格の規制が実施されている点に特徴が これらSECの規制を見ていくと、七月の規制はNSS規制のみだが、九月の規制は「NSS規制 上述のSECの市場状況に関する認識に見られるように、市場の混乱とそれに伴う市場機 (決済の厳

る

3 価格面での効果

(1) 代表的金融機関銘柄の株価推移

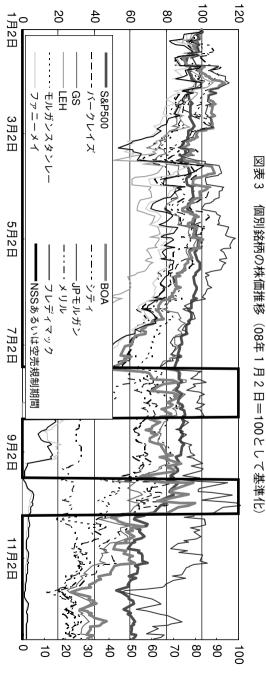
ズ(七月のみ、LEH)、モルガン・スタンレー、フレディマック、ファニーメイ)の株価について分析を行う。 OA)、バークレイズ、シティ・コープ、ゴールドマン・サックス (GS)、JPモルガン、 七月及び九月規制双方について株価データの得られる米国金融機関株式一〇銘柄(バンク・オブ・アメリカ 本節では、 九月の規制(とりわけ空売り規制)について、価格面の効果に注目して分析を行う。 リーマン・ブラザー 具体的には、 B

最初に各銘柄の状況を示す。図表3は、基準化(二〇〇八年一月二日の終値=一〇〇)した各銘柄株価の推移

を示したものである。 同図表には、 同時にS&P五〇〇株価指数の推移と、 NSS規制及び空売り規制の施行さ

れた期間を表示している。

る。 の下落トレンドは、七月のNSS規制あるいは九月の空売り規制期間中あるいはそれ以外の期間を問わずに、多 くの銘柄に共通している。 まず、図表3を一瞥して理解されるのは、 但し銘柄によって、 大半の銘柄は変動を伴いつつ、大きく下落していることである。こ 変動・下落状況が大きく異なることも同時に読み取ることができ



(73)

(2) 累積超過収益率の分析

続いて、 前節で取り上げた各銘柄について、 S&P五○○指数を指標とした累積超過収益率を算出することで、

規制の効果について検討する。

細は、 当該値を累積させ、 値を用いて「S&P五〇〇変動を基準として算出される株価」と「現実の株価」 累積超過収益率の考え方を簡単に説明すると、S&P五○○指数と個別各銘柄の関係(β値) 拙稿(志馬(二〇〇八)、前掲書)を参照)。 空売り規制の施行された九月一九日の値=○となるよう調整したものである の差額を超過収益率として算出 を計算、 (計算方法の詳 当該 β

ズについては九月時点でデータが欠損していること、また住宅公社二社についてはグラフのスケール上の問題よ りグラフより除外している)。 図表 4は、 前節で取り上げた各銘柄の累積超過収益率の推移を示している (なお図表上、 リー マン・ブラザー

とはいえないことが理解される(各銘柄別の実際の株価推移については注5を参照)。 規制導入後も累積超過収益率が減少している銘柄も存在しており、 短期間のうちに上昇していることである。 図表4から読み取れることは、 空売り規制 しかし必ずしもその上昇効果は長期間継続していないこと、 (及び直前のNSS規制) 単純に規制が継続的な価格上昇効果を有する 導入後、多くの銘柄で累積超過収益率が 部には

続 図表5及び図表6は、 七月及び九月の各規制導入発表日を基準日とした、 前後五日間の累積超過収益

これら数値から七月及び九月規制の影響として、 読み取れることは以下のとおりである。

率の比較である。

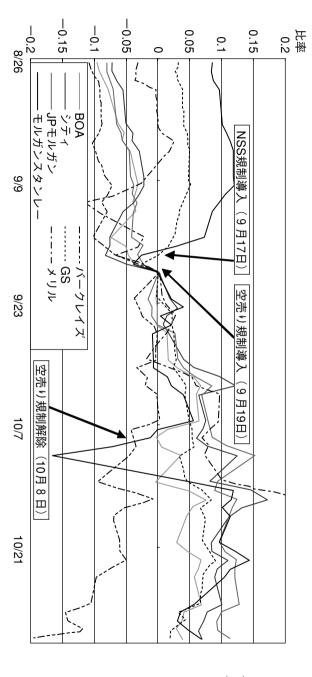
七月のNSS規制時において、規制導入前の累積超過収益率の符号は全て負、規制導入後の符号は全て

正であり、規制の与えた効果が明瞭に読み取れる。

ない 資家行動の違い?あるいは、 り規制の影響について銘柄間の違いをもたらす原因が別途存在する可能性(NSSあるいは空売りを利用する投 方、九月の空売り規制については、 (空売り規制の効果については、銘柄間で顕著な差が存在している)。これらの違いは、NSS規制と空売 各金融機関の株式分布状況の違い?)を示唆しており、 規制前後の符号は一様ではなく、 明確な規制効果を読み取ることはでき 政策の効果を分析する上で

図表 4

金融機関株7銘柄の累積超過収益率の推移(9月19日=0として基準化)



(75)

興味深い

ファニーメイ) また、 般 0 を比較した場合、 金 融 機 関との住宅公社二社 住宅公社の変動の大きさが (フレ デ 1 マ ック、

著である。とりわけ、 (七月の変動幅については拙稿 (志馬二

企業の特殊な性格が影響していると考えられ

目を見張るものがある。

この点については、

「住宅公社」

とい

〇八)においても指摘しているが)、

九月の

規制

前後の

変動幅

4 今回の発見・今後の注目点

政策を考える上で興味深い点は以下のようになろう。 本稿におけるファインディングズ、 あるいは今後のSEC

SS規制及び空売り規制について、 この推測が正 として空売り規制を位置づけている可能性が高いと考えられる。 まず、 七月及び九月の規制発動状況から考えて、SEC しければ、 今後も株式市場の変動が大きくなる都 法案成立までの時限的手段 ば N

度、

SECはNSS規制あるい

は空売り規制を発動する可能性

を意味している。

空売り規制

の導入が、

株価変動にもたらす影響として

NSS規制導入発表日=0とした場合の、累積超過収益率の比較 図表 5

	S&P 500	バンク・オブ・アメリカ	バークレイズ	シティ	GS	JPモルガン
導入前5日間	0%	-5.6%	-0.3%	-3.1%	-0.5%	-4.0%
導入後5日間	0%	16.1%	5.3%	10.3%	1.6%	7.9%

	リーマンブラザーズ	メリルリンチ	モルガン・スタンレー	フレディマック	ファニーメイ
導入前5日間	-13.8%	-5.4%	-1.7%	-38.2%	-32.6%
導入後5日間	12.0%	7.3%	3.8%	29.8%	26.6%

9月の空売り規制導入発表日=0とした場合の、累積超過収益率の比較 図表 6

	S&P 500	バンク・オブ・アメリカ	バークレイズ	シティ	GS	JPモルガン
導入前5日間	0%	-3.3%	-8.0%	-5.4%	3.4%	-3.7%
導入後5日間	0%	1.5%	-0.2%	1.8%	2.3%	2.6%

	リーマンブラザーズ	メリルリンチ	モルガン・スタンレー	フレディマック	ファニーメイ
導入前5日間	_	-9.2%	8.5%	-1.8%	-65.3%
導入後5日間	_	1.0%	-0.8%	-199.5%	-130.4%

規制導入から数日間といった短期的な価格上昇効果(累積超過収益率の上昇)が存在することが挙げられる。 かしながら当該効果は長期間継続するものではないこと、あるいは全ての銘柄に効果が見られるわけではないこ

が挙げられる。

問題について恒久的な解決をもたらす可能性がある(言い換えれば、決済の安全性を確保する限りにおいて、S ECはNSSを継続的に是認すると考えられる)。今後、SECが二○○九年の規制期限を迎えて、どのような また、本稿では詳しく触れていないが、九月のNSS規制は、過去SECが悩んできたNSSの決済の安全性

対応を行うかが注目される。

方に基づいて復活させるのか(あるいは復活させないのか)は、二一世紀の資本市場における価格規制のあり方 (三月一六日)。SECが過去一〇年近く議論を重ねた上で撤廃したアップティック・ルールを、 最後に、本稿を作成している三月末現在、SECがアップティック・ルールの復活を検討する旨の報道がある どのような考え

(77)

注

を考える上で大変興味深く、今後の議論が注目される。

- 1 Trading and Markets FOR IMMEDIATE RELEASE J 2008-238 (http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-238.htm) Repurchases」(http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-235.htm) 及び一〇月三日:「Statement of SEC Division of | 〇月 | 日:「Statement of Securities and Exchange Commission Concerning Short Selling and Issuer Stock
- 2 証研レポート publish/report/pdf/1651/1651_04.pdf) 「米国の空売り規制と住宅公社の救済」(二〇〇八年一二月号一六五一号、http://www.jsri.or.jp/web/

<u>4</u> 5 3 以下の図表7は、 おり、 九月の規制において、NSS規制と空売り規制は施行日が隣接して 証研レポート「アメリカの空売り規制と日本へのインプリケーショ 月一九日を基準日としている。 制の影響も大きいと考えられることから、空売り取引の行われた九 いては、 1641_03.pdf 六四一号、http://www.jsri.or.jp/web/publish/report/pdf/1641, 空売り規制と日本へのインプリケーション」(二〇〇七年四月号一 publish/report/pdf/1631/1631_03.pdf) や証研レポート「アメリカの ン」(二〇〇五年八月号一六三一号、http://www.jsri.or.jp/web/ 両者の株価への効果を完全に分離することは困難である。 NSS取引利用者よりは空売り取引の利用者が大きく、規

図表7 株価の推移表(単位:ドル、日中終値ベース、 配当・株式分割などの影響は調整済み)

当該図表からも、

NSS規制あるいは空売り規制が、長期的な株価分析対象銘柄の各時点における株価を示している。

上昇効果を有していないことが読み取れる。

しま

よしのり・客員研究員

	08年初	NSS禁止発表	NSS禁止解除	金融機関株の空売り	空売り禁止解除
	00年初	(7月15日)	(翌日、8月13日)	禁止発表(9月19日)	(翌日、10月9日)
BOA	39.12	18.52	27.66	36.65	19.19
バークレイズ	38.01	20.76	25.86	32.50	15.19
シティ	27.75	14.31	17.59	20.39	12.77
GS	206.45	157.49	164.40	129.41	101.04
JPモルガン	41.37	31.02	36.63	46.69	36.68
LEH	77.40	13,22	NA	_	_
メリルリンチ	52.05	24.69	16.58	15.19	9.98
モルガン・	49.99	31.00	39.60	26.88	12.30
スタンレー	49.99	31.00	39.00	20.00	12.30
フレディマック	31.96	5.26	5 . 55	0.55	1.03
ファニーメイ	36.64	7.07	7.64	0.69	1.01